

大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れに係る仕様書

1. 調達目的

本県の税務に関するシステムは、大型汎用電子計算機（汎用機）をホストコンピュータとして、サーバ、端末等と連携して稼働する税務総合システムその他、顔認証システム、電子申告システム、国税連携システム及びOSSシステム（以下「既存システム」という。）が有機的に結合して税務事務を支えている。

調達する大型汎用電子計算機（汎用機）等（以下「本機器等」という。）は、令和2年3月以降も継続して税務総合システムを運用するために調達するものである。

なお、本機器等調達後も既存システムのアプリケーションが完全に動作し、上記の電算業務を引き続き支障なく運用できることが前提条件である。

2. 調達の概要

(1) 調達業務名

大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れ

(2) 借入期間

令和2年3月1日～令和4年2月28日

(3) 履行場所

奈良県情報管理棟マシン室 奈良市登大路町30番地

(4) 調達業務内容

- ・本機器等に必要となるハードウェアの借入れ及びソフトウェア・プログラムプロダクトの使用許諾権
- ・本機器等を使用して既存システムを運用できるようにするために必要な調整作業及び動作確認作業
- ・本機器等の保守
- ・借入れ終了時の情報漏えい対策・撤去・回収作業

3. 調達する本機器等の仕様

(1) 本機器等を構成するハードウェアの仕様及び数量は別紙1のとおりとする。

(2) 本機器等を構成するソフトウェア・プログラムプロダクトの仕様及び数量は別紙2のとおりとする。

4. 保守

(1) 本機器等を常に良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するために、保守を行うこと。

(2) ハードウェアの保守対象は、保守対象と指定する物件（プリンタートナー等の消耗品を除く。）とする。ソフトウェア・プログラムプロダクトの保守対象は、保守対象と指定するもの（メーカーが保守対象としていないものを除く。）とする。

(3) 保守の連絡先（窓口）は、2以下になるよう体制を整備すること。

(4) ハードウェア障害時の対応は、以下の日時について、原則2時間以内に対応できるよう機器に精通した保守要員の体制をとり、原則として12時間以内に復旧できるようにする。ただし、繁忙期（年間5日程度）については、休日対応を依頼することがある。

曜日 祝祭日を除く月曜日から金曜日（12月29日～1月3日を除く）

時間 8:30～21:00

- (5) 汎用機については、遠隔監視を行い、通報事象（障害、予防保守契機等）発生時、保守窓口へ自動通報を行うこと。
- (6) 予防保守のため、汎用機は1ヶ月、サーバは6ヶ月に1回以上の定期点検を行うこと。
- (7) 保守点検拠点は奈良県内に有するものとし、保守交換用部品のうち緊急度、重要度の高いものについては、即時に配備できるようにすること。
- (8) 預かり修理及び保守業者の持ち込み修理は認めない。
- (9) ソフトウェア・プログラムプロダクトの保守については、Q&Aサポート、パッチ媒体及びパッチ情報提供を行うこと。
- (10) 保守サポートとして、主に以下の対応をすること。
 - ・汎用機のCPU使用率（半日単位）が90%を超過した日の有無の確認
 - ・サーバディスク使用率の毎月の確認及び使用率90%超過時の対応
 - ・汎用機及びサーバの稼働時間の設定変更等
 - ・本機器等又は本機器等に近接する部分で発生したと推測される障害の原因特定及び保守対象の判定の支援
 - ・本機器等と税務系ネットワークにおける障害への対応
 - ・南都銀行及び地銀ネットワークサービスとの伝送における障害への対応及び伝送方法変更時の対応
 - ・最新版カスタマーバーコードの提供（年1回）
- (11) 保守の結果については、1ヶ月に1回文書にて報告すること。

5. その他

- (1) 借入期間開始当初から良好な状態で使用できるように調整作業を行うこと。
- (2) 別紙3に示すシステム連携機能がすべて問題なく動作すること。
- (3) 税務系ネットワークの概略については別紙4を参照すること。
- (4) 本機器等の設定内容及び既存システムの動作に問題がないことを確認し、奈良県の下承を得ること。本機器等で既存システムが動作しないと奈良県が判断した場合は、奈良県が適合規格承認をした構成であっても、奈良県と協議のうえ、既存システムが完全に動作する機器等への交換又は既存システムへの必要な設定等の対応を行うこと。
- (5) 既存システムの設定変更等を伴う場合は、奈良県と協議のうえ、受託業者の責任において対応すること。
- (6) ソフトウェア・プログラムプロダクトのマスターディスクが標準添付されていない場合は、1式（1セット）含めること。
- (7) 本機器等の操作・手引等、機器の操作運用に必要なマニュアルやソフトウェアのマニュアルを添付すること。また、全てのマニュアルは日本語版であること。
- (8) 本機器等の運転・操作・運用等について、職員及び大型汎用電子計算機運用等業務の受託業者が対応できるように、必要に応じ、機器等に熟知した技術員等による説明教育を行うこと。
- (9) 本仕様を満たし、正常に動作させるために必要な部品等については、仕様に明記していない場合であっても用意すること。
- (10) 本機器等に関連する空き箱、保護材等については、受託者において処分すること。
- (11) 賃貸借期間（再リース期間を含む。）終了後は、本機器等のデータを消去して撤去回収するものとし、その費用も負担すること。